

中小企業で問題になりやすい 役員借入・役員貸付は ココに注意!



中小企業では、役員が法人に資金を貸し付けたり、役員が法人から資金を借り入れたりすることはよくあるもの。ただし、税務調査の際は問題になることも多いです。その問題点を解説します。

小谷野税理士法人 小谷野公認会計士事務所
税理士・公認会計士

長谷川 徳 男

中小企業の多くは、株主と経営者（役員）が同族関係者で占められる同族会社です。

その場合、会社のお金と役員のお金とが混同されやすく、明確な契約がないまま、金銭の貸借が行なわれ、長期間放置される場合も見受けられます。

しかし、このような場合には、金銭貸借の実態の有無、適正な利息の授受の有無、相続税の課税価格の計算などについて、税務上問題が生じることがあり、後々の税務調査の際に思わぬ課税処分を被る可能性があります。

会社が役員から借入を行なう場合

(1) 利息の取扱い

会社が役員へ利息を支払う場合（図表1）には、役員が受け取った利息は、役員個人の雑所得とされます。この場合、その役員が給与所得者で仮に利息の金額が年間20万円以下であっても、確定申告が必要とされます（所得税法121条1項、所得税法施行令262条の2）。一方、支払う会社側では、支払利息として損金算入が認められます。

なお、会社から役員へ支払われる利息が、適正な金額よりも高額である場合には、その超過する部分については、役員給与とみなされる場合があります。

支払う会社側では、その支払いが毎月同額であれば、役員給与として損金算入が認められ得るものの、臨時支払いである場合には、損金算入が認められないこととなります（法人税基本通達9-2-9(7)、9-2-11）。

さらに、定期同額であっても、本来の報酬と合わせて不相当な金額とされる場合には、損金算入が認められないため注意が必要です（法人税法施行令70条1号）。

この場合に、利息が適正な金額であるか否かは、後述する会社から役員へ貸し付けた場合とは異なり、税法上明確に規定されていませんが、基本的にこれと同様に考えるべきものと思われます。

(2) 無利息である場合

役員が会社から利息を受け取らない場合には、後述する会社が貸し付ける場合と異なり、役員個人に利息収入が認定されて課税されることは、原則としてはないとされています。

なぜならば、会社は利益の追求を目的として、常に経済合理的に行動することが想定される一方、個人は必ずしも利益追求のみを目的とするものではなく、実際に収入すべき金額がある場合にのみ課税されるのが原則とされるためです（所得税法36条1項）。

一方、会社側では、利息負担が軽減される部分について、収益として認定されたとしても、同額の支払利息が計上されることで、所得は発生せず、課税上の問題は生じません。

以上は原則ですが、課税上弊害があるとして「同族会社等の行為又は計算の否認等」規定（所得税法157条）が適用され役員に利息の認定課税が行なわれたケースがありますので注意が必要です。

このケースでは、会社の代表者が、会社に対して株式の取得資金として約345億円を無利息、無担保、無期限で貸し付けていたことについて、約500億円の雑所得が認定されました。自身が保有していた上場自社株を、持株会社に移転することで、配当所得にかかる税負担を減少させながら、多額の金員を無利息、無担保、無期限で貸し付けていたため、異例

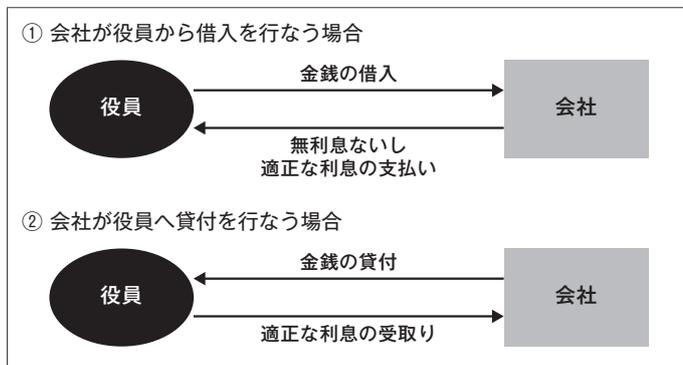
な課税処分がなされました。

当該代表者は処分取消しの訴訟を行ない最高裁まで争いましたが敗訴が確定しています（「平和事件」東京地裁平9・4・25、東京高裁平11・5・31、最高裁平16・7・20）。

(3) 相続税上の問題点

役員が会社に対して貸付をしたまま亡くなった場合には、当該貸付金は役員の相続財産に含まれ、課税対象とされます。貸付金元本の相続税評価については「その返

図表1 役員と会社との金銭貸借



済されるべき金額」とされたうえで、民事再生法などによる手続きの開始が決定した場合のほか、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」は、それらの金額は元本の価額に算入しないとされています（財産評価基本通達204、205）。

よって、回収可能性の判定が、貸付金を評価するうえで重要になり、審査請求や裁判で争われることがありますので、注意が必要です（国税不服審判所平14・2・26 裁決、平19・10・10 裁決等）。

他方、相続税対策として、生前に、貸付金を会社に対して現物出資するデット・エクイティ・スワップ（DES）が行なわれることがあります。これは、貸付金が株式に転換されることで相続税評価額が圧縮できる場合があることを利用した節税対策です。

しかし、会社側で債務免除益が認定され思わぬ課税が生じる場合もありますので、実行に際しては慎重な検討が必要です（東京地裁平28・5・30、東京高裁令1・8・21）。

(4) 税務署の見方

役員からの借入額が年々増加す

るような会社の場合、役員報酬額とのバランスから、会社が収益の一部を適正に経理処理していない、役員が他者から贈与を受けている等、取引実態の有無や、その資金の出所に疑念が持たれる場合があります。

(5) 金融機関の見方

役員からの借入金は、会社にとって負債ですが、金融機関の取扱いにおいては、役員が返済を要求することが明らかになっている場合を除いて、自己資本相当額に加味することができるとされています（金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕）。

会社が役員へ貸付を行なう場合

(1) 利息の取扱い

会社が役員に対して貸付を行なう場合には、適正な利息を徴収することが必要です。会社は常に経済合理的に行動することが想定されるためです。

適正な利息よりも低率または無利息である場合には、会社においては、適正な利息収入があったとみなされる一方、役員側では差額

図表2 役員貸付の適正利率

貸付資金の調達方法	適正とされる利率
当該金銭が他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合	その借入金の利率
その他の場合	貸付を行なった日の属する年の租税特別措置法93条2項《利子税の割合の特例》に規定する特例基準割合による利率 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率

について給与として課税されるのが原則です（所得税法36条、所得税基本通達36-15(3)）。この場合の適正な利息については、図表2のように定められています（所得税基本通達36-28(2)、36-49）。

ここで、特例基準割合とは、各年の前々年の10月（9月）（カッコ内は令和3年1月1日以後から適用。以下同じ）から前年9月（8月）までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各

図表3 特例基準割合の推移

期 間	割 合
平成28年1月1日から平成28年12月31日	1.8%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	1.7%
平成30年1月1日から平成30年12月31日	1.6%
平成31年1月1日から令和元年12月31日	1.6%
令和2年1月1日から令和2年12月31日	1.6%

（注）令和3年1月1日以後、特例基準割合の引き下げが予定されている

年の前年の12月（11月）15日（30日）までに財務大臣が告示する割合に年1%（0・5%）を加えて算出されます（租税特別措置法93条2項）（図表3）。

他方、適正利息との差額が役員給与とされる場合には、会社側では、その利息額が毎月おおよね同額である場合には、定期同額給与として損金算入することができま

- す（法人税法基本通達9-2-19(7)、9-2-11）。しかし、この場合でも、本来の報酬と合わせて不相当な金額とされる場合には、
- ① 損害や病気などで臨時的に多額の生活資金が必要となり、合理的と認められる金額や返済期間で貸し付ける場合
 - ② 差額分の利息の金額が年5000円以下である場合
- また、法人税の取扱いにおいても、適正利息よりも低率または無利息である場合の差額について、所得税が課されず、給与として処理しなかったものは、給与として処理しなくてもよいとされています（法人税法基本通達9-2-10）。
- (3) 税務署の見方
- 役員への貸付金が返済されず、長期間放置されている場合には、その役員に対する給与とみなされて課税される場合があります。金
- (4) 相続税上の問題点
- 会社から借り入れたまま、役員
- (5) 金融機関の見方
- 役員への貸付金は会社にとって資産ですが、金融機関の取扱いにおいては、回収可能性を判断したうえで、回収不能と見込まれる部分は自己資本相当額から減額することとされていますので注意が必要です（金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕）。
- 損金算入が認められないことになり、ます（法人税法施行令70条1項）。
- (2) 無利息であっても課税されない場合
- 無利息や低率である場合、債務者である役員個人について所得税が課されるのが原則ですが、次の場合には課税が免除されます（所得税基本通達36-28(1)、(3)）。
- また、取締役会や株主総会など然るべき機関決定を受けたうえで
- また、取締役会や株主総会などに、議事録を残しておくべきでしょう。
- 金銭消費貸借契約書を作成して、金利や返済期限、返済スケジュールなどを明確にしておくことが望まれます。

はせがわ のりお 小谷野税理士法人 パートナー。税理士、公認会計士、CFP。1993年立教大学経済学部卒。1997年より小谷野公認会計事務所にて、富裕個人の資産承継、事業承継コンサルティング、事業法人の会計・税務、組織再編コンサルティング業務などに従事。2017年1月より現職。